# 入札説明書

# 【総合評価落札方式】

業務名称: インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画準備調査

(一般競争入札(総合評価落札方式))

# (業務実施契約)

第1 入札内容

第2 仕様書

第3 技術提案書作成要領

第4 経費積算に係る留意点

第5 業務完了時の数量確認等について

第6 契約書(案)

別添様式集

2014年9月3日 独立行政法人国際協力機構 調達部

# 第1 入札内容

本件は、コンサルタント等契約の業務実施契約における一般競争入札(総合評価落札方式)の試行案件です。本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

なお、本業務にかかる書類の提出にあたっては「各種書類受領書」(別添様式集参照)を併せて提出して下さい。

# 1. 公示

公示日 2014年9月3日

# 2. 契約担当役

理事 小寺 清

# 3. 競争に付する事項

- (1)業務名称:インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画<u>準備</u>調査 (一般競争入札(総合評価落札方式))
- (2) 業務内容:「第2 仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 (予定): 2014年10月から2016年2月

# 4. 窓口

郵便番号 102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構

調達部 計画・制度課

【担当者氏名】足立 佳菜子

【メールアドレス】prtpd@jica.go.jp(計画・制度課)

【電話番号】03-5226-6607(計画・制度課)

※なお、書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

# 5. 競争参加資格

この一般競争に参加を希望する者は、以下の要件を全て満たす者に限ります。

(1) 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格を有する者、または当機構における資格審査を経て当機構の公告・公示案件への競争参加資格を有する者。

全省庁統一資格保有者でない者で本競争への参加を希望する者は、当機構に おける競争参加資格審査を受けることができます。

- (2) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調) 第 42 号) に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこととします。具体的には、以下のとおり取り扱います。
  - ・ 技術提案書の提出締切日が資格停止期間中の場合、技術提案書を無効と します。
  - ・ 資格停止期間中に公示され、技術提案書の提出締切日が資格停止期間終 了後の案件については、技術提案書を受付けます。

- ・ 資格停止期間前に落札している場合は、当該コンサルタント等との契約 手続きを進めます。
- ・ 資格停止期間前に技術提案書の審査に合格した場合でも、入札時点において資格停止期間となる案件の技術提案書は無効とします。
- (3) 会社更正法(平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、技術提案書提出の資格がありません。

入札説明書及び関連資料の配布・貸与は、その配布・貸与時に、上記資格要件を確認のうえ配布・貸与します。機構から既に「整理番号」を通知されている方については、同番号を確認させていただきます。

# 6. 入札説明書に対する質問

(1) 仕様書の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い提出して下さい。

ア. 提出期限: 2014年9月10日(水) 正午まで

イ. 提出先 : 上記4. 窓口

ウ. 提出方法:電子メール、郵送又は持参

<u>(公正性・公平性等確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。ご了承下さい。)</u>

- (2) 上記(1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。
  - ア. 2014年9月12日(金)までに以下の機構ウェブサイト上に掲示します。

国際協力機構ホームページ(http://www.jica.go.jp/index.html)

- →「調達情報」
- →「公告・公示情報」
- →「JICA 本部における公告・公示情報」中の「業務実施契約」
- →「コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約)」(検索システム)
- イ.回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

# 7. 技術提案書・入札書の提出等

(1) 日時

<u>2014年9月19日(金)正午</u>までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、 午前10時から午後5時(午後0時30分から午後1時30分を除く)

- (2)提出場所 上記4.参照
- (3)提出書類
  - ア. 技術提案書(提出部数:正1部、写4部)(「第3 技術提案書作成要領」 及び「別添様式第2 技術提案書作成要領に関する様式」参照)
  - イ.入札書(厳封)(提出部数:正1通)(「別添様式第1 入札に関する様式」 参照)
    - ・ 日付は入札執行日として下さい。

- ・ 代表者の記名、捺印をお願いします。
- ・ 封筒に入れ、表に件名、社名記入、厳封のうえ提出して下さい。
- ウ. 技術審査結果通知書返信用封筒(82円分の切手貼付)
- (4)提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は上記(1)の提出期間内に到着するものに限ります。)

(5) 技術提案書の無効

次の各号のいずれかに該当する技術提案書は無効とします。

- ア、提出期限後に技術提案書が提出されたとき
- イ、提出された技術提案書に記名、押印がないとき
- ウ. 同一提案者から2通以上の技術提案書が提出されたとき
- エ. 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- オ. 虚偽の内容が記載されているとき(虚偽の記載をした技術提案書の提出者に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。)
- カ、前号に掲げるほか、本入札説明書に違反したとき

# 8. 技術提案書の審査結果の通知

- (1)技術提案書は、当機構において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、2014年9月29日(月)付までの文書をもって通知します。同9月30日(火)午前までに結果が通知されない場合は、上記4.窓口にお問い合わせ下さい。
- (2) 入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。

# 9. 入札執行の日時及び場所等

- (1) 日時: 2014年10月1日(水) 15時30分から
- (2)場所:東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル 独立行政法人国際協力機構 112会議室
- (3)必要書類:入札参加に当たっては、以下の書類をご準備下さい。
  - ア. 技術提案書審査結果通知書(写) 1通
  - イ. 委任状 1通(別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。)
  - ウ. 入札書 2通

(最大入札回数3回、「別添様式集 第1 入札に関する書式」参照。 なお、初回分の入札書は技術提案書と共に提出。)

※ なお、入札会に引き続き、落札者と当機構調達部及び案件主管部(地球環境部) にて、契約条件の確認等についての打合せを行う予定ですので、予めご承知 おき願います。

# 10. 入札書

- (1) 初回の入札書を除き持参とし、郵送又は電送による入札は認めません。
- (2) <u>第1回目の入札は、技術提案書と同時提出済みの入札書を開封します。</u>2回目 以降の入札は、入札会当日持参した入札書によります。
- (3)第1回目の入札では、原則代理人を定めず、名称又は商号並びに代表者の氏名 を記載し、押印することにより入札書を作成して下さい。なお、第2回目以降の

入札は、必要に応じ、代理人を定めて下さい。代理人を定める場合は、入札書に 代理人の氏名を記載し、押印することで、有効な入札書とみなします。その際、 入札者の押印は省略することができます。

- (4)入札価格の評価は、「第2 仕様書」に対する総価(円)(消費税等に係る課税 事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等(総価の8%)を除いた 金額)をもって行います。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8(消費税等)に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた金額)をもって落札価格とします。
- (6)第2回目以降の入札書は入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名 捺印し、封入のうえ、入札担当係員の指示に従い入札箱に投入して下さい。
  - ア. 代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印
  - イ. 代表権を有する者以外の者による場合は、委任状を提出のうえ、代理人の氏 名及びその者の印
- (7) 入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (8)入札保証金は免除します。
- (9)入札(書)の無効
  - 1)上記5.に掲げる競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに本入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、その入札者は失格となります。無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すこととします。
  - 2) 当機構により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において、措置要領に基づく指名停止措置を受けている等、上記に掲げる資格のない者は、競争参加資格がない者として取り扱います。
  - 3)次に掲げる入札書は無効となり、その入札者は失格となります。
    - ア. 入札書に入札者の記名、捺印が欠けているとき。
    - イ. 入札金額が訂正してあり、訂正のための印が押されていないとき。
    - ウ、誤字、脱字、汚染等により、判読ができないとき。
    - エ. 条件が付されているとき。
    - オ、他者の競争参加を妨害したとき。
    - カ、入札執行者等の職務執行を妨げたとき。
    - キ. その他、談合等不正行為をなしたとき。

#### 11. 落札者の決定方法

(1)評価項目

加算方式による総合評価落札方式とします。評価対象とする項目は、「第3 技術提案書作成要領」別紙評価表の評価項目及び入札価格です。

(2)評価配点

評価は100点満点とし、技術評価と価格評価に区分し、配点をそれぞれ技術点80点、価格点20点とします。なお、技術提案書の評点は100点満点で評価した上、次の(3)に示される計算方法により、技術点(80点満点)を算出します。

(3)評価方法

ア. 技術評価

- ①技術提案書の技術審査の結果、その評点が基準点を下回る場合には不合格 とします。本業務の基準点は70点とします。
- ②入札者の技術点は以下の評価方式により計算します。 (技術点)=評価点の配分(80点)×(当該入札者の技術提案書の評点) /(全入札者の技術提案書の評点のうち最高点)
- ③ただし、上記「全入札者」とは入札価格が予定価格を超えない入札参加者とします。入札価格が予定価格を超える者は全入札者には含めません。
- イ. 価格評価

価格点については以下の評価方式により算出します。

(価格点) =価格点の配分(20点)×(全入札者の入札価格のうち最安値) / (当該入札者の入札価格)

ただし、「全入札者の入札価格のうち最安値」及び「当該入札者の入札価格」が予定価格の6割を下回っている場合には、「予定価格の6割」を「全入札者の入札価格のうち最安値」及び「当該入札者の入札価格」に置き換えて、価格点を算出するものとします。

(4) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

- ア、競争参加資格要件を満たし、技術提案書を提出した入札者であること
- イ. 技術提案書の評点が入札説明書において明示する基準点を下回らない者 であること
- ウ. 当該入札者の入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内 であること
- エ. 当該入札者の総合評価点が最も高い者であること
- (5) 低入札価格調査

予定価格の6割を下回って入札価格を提示した入札者については、当該入札 価格にて業務が適切に実施することが可能であるかについて、機構が調査を行 うこととします。当該入札者は、機構の調査に協力するものとします。なお、 調査の結果に応じ、当該入札者を落札者としないことがあります。

# 12. 入札会手順等

- (1)入札会の手順
  - ア、入札案件名の確認

各出席者は技術審査結果通知書(写)を提出し、入札事務担当者が業務名 称等を確認します。

イ. 入札会出席者氏名の確認

入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求めます。 入札に参加できる者は原則として各社2名以内とし、これ以外の者は入札場 所に立ち入ることはできません。

- ウ. 委任状の受理(代表権を有する者が出席の場合は不要) 各出席者は、別添様式集「第1 入札に関する様式」に示す書式による委 任状を提出します。
- エ. 入札会出席者氏名、委任状の内容確認 入札事務担当者が、上記ア、イ、ウの書類の記載内容を確認します。

#### オ、技術評価素点の発表

入札事務担当者が、入札会に出席している社の技術評価(素点)を発表します。

カ. 開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、既に提出されている入札書の封印を確認し、併せて、 各出席者にも確認を求めた上で入札書を開封し、入札書の記載内容を確認し ます。

# キ. 入札金額の発表

入札事務担当者が、入札金額を低い順番から読み上げます。

ク. 予定価格の開封及び入札書との照合 入札執行者が、予定価格を開封し最低入札金額と照合します。

#### ケ. 落札者の発表等

上記キ. における照合の結果、技術点、価格点及び総合評価点を算出しなくとも落札者または不調が決定できる場合は、入札者が「落札」または「不調」を発表します。

それ以外の場合は、予定価格を超えない全入札者の技術提案書の評点のうちの最高点を踏まえて入札者の技術点を算出し、入札執行者が、技術点を高い点数から順番に読み上げます。

次に、予定価格を超えない入札金額に対する価格点及び総合評価点を算出し、入札執行者が、点の高い順番から読み上げ、「落札」を発表します。

# コ. 再入札

不調の場合には直ちに再入札を行います。再入札を2回(つまり合計3回)まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。再入札を行う際は、入札会出席者の希望に基づき、会社への連絡を行うための休憩を挟む場合があります。

(2) 価格点及び総合評価点の算出方法

価格点及び総合評価点は、小数点以下第2位の四捨五入により、小数点以下 第1位まで算出します。

(3)入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のよう に入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函して 下さい。

金		辞				退			田	
---	--	---	--	--	--	---	--	--	---	--

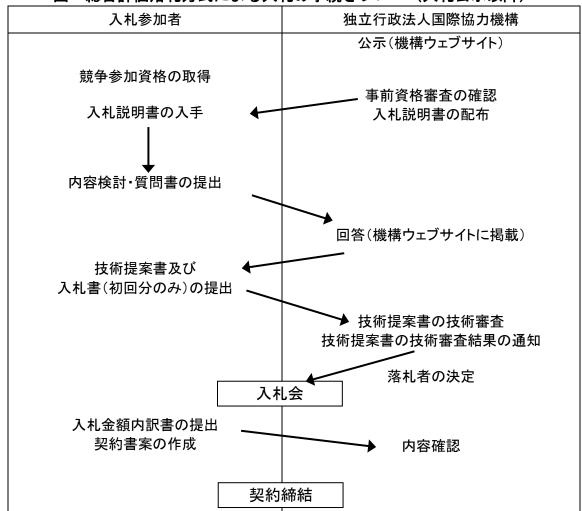
#### (4) 不落随契

3回の入札でも落札者が決まらない場合、総合評価点の高いものから順に随意契約交渉を行い、契約金額が予定価格を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

#### 13. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、別添様式集「第1 入札に関する様式 4. 入札金額内訳書」 に示す内訳の提出をいただきます。
- (2)「第6 契約書(案)」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものと します。契約保証金は免除します。

(3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」(「第6 契約書(案)」参照)については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。



# 図 総合評価落札方式による入札の手続きフロー(入札公示以降)

# 14. 情報の公開について

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づき、行政改革推進本部事務局から、独立行政法人が密接な関係にあると考えられる法人と契約する際には、当該法人への再就職の状況や取引高などの情報を公表することが求められています。

つきましては、当機構においてもこれに基づき関連情報を当機構のホームページで公表することとしますので、必要な情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

# (1) 公表の対象となる契約

当機構との間に締結する全ての契約。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア. 当機構の行為を秘密にする必要があるとき

- イ. 予定価格が次の基準額を超えない契約
  - ①工事又は製造の請負の場合、250万円
  - ②財産の買入れの場合、160万円
  - ③物件の借入れの場合、80万円
  - ④上記以外の場合、100万円
- ウ. 光熱水料、燃料費及び通信費の支出に係る契約
- (2) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること 又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等<sup>(※)</sup>として再就職している こと
  - ※ 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有 する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言するこ となどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること(総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする)

# (3) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ア. 当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している 当機構課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当 機構における最終職名
- イ. 契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、 次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3分の1以上2分の1未満
  - 2分の1以上3分の2未満
  - 3分の2以上
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (4) 公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内(72 日以内。ただし、4月締結の契約については93 日以内)に掲載することが義務付けられています。

(5)情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますのでご協力をお願いします。

# 15. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 本入札説明書は、日本国の法律に準拠し、解釈されるものとします。
- (3)入札結果については、入札参加社名、入札金額等を国際協力機構ウェブサイト上で公表します。
- (4)機構が配布・貸与した資料・提供した情報(口頭によるものを含む)は、本件業務の技術提案書及び見積書を作成するためのみに使用することとし、複写

又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

- (5) 技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いません。
- (6) 技術提案書等は、本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (7) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正) のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に上記4.窓口までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等)いたします。なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。
- (8) 一旦提出された技術提案書は、差し替え、変更又は取り消しはできません。
- (9)技術提案書等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)」に従い、適切に管理し取り扱います。

以上

# 第2 仕様書

仕様書は共通仕様書と特記仕様書から構成されます。

# I. 共通仕様書

共通仕様書は、機構ウェブサイト「調達情報 > 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約 2014 年 4 月以降契約

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_201404.html</a>) にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

# Ⅱ. 特記仕様書

# 1. 調査の背景

インドネシアは地震、洪水、地すべり等の自然災害が毎年頻発しており、1980年から 2011 年までの統計によると、死者約 19万人、被災者約 1,960万人、経済被害約 237 億米ドルという被害が発生したと言われている。

同国政府は2007年に施行された災害管理法に基づき、防災・減災の取り組みを進めてきているが、災害情報の伝達体制については、2012年のスマトラ島北部西方沖地震において通信障害、人為ミス及び電話・FAX等による連絡体制のため混乱を生じ、住民への連絡が遅延すると同時に、津波警報の解除が大幅に遅れるといった問題が発生し、同時性、迅速性及び共有化の課題が明らかになった。

この問題を受け、地震多発地域である西スマトラ地域では国家防災庁を中心に、 対応を進めているが、同様の問題は他の防災情報でも生じている。

現在、同国は電子政府化を進めており、政府の情報基幹システムの強化・拡充を行っている。本事業案件は、パイロットプロジェクトとして、同情報基幹システムを活用し、地震・津波防災情報の伝達の同時性、迅速性、共有化を促進するとともに、他の災害情報にも適用可能な防災情報伝達処理システムの導入等を行うものである。

## 2. 調査の概要

#### (1)調査の目的

一般無償資金協力の活用を前提として調査を行う。プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

#### (2)調査の対象プロジェクトの概要

1) プロジェクト目標

プロジェクト対象地域において、防災情報システムの一元化及び通信の安定 化が図られる。

# 2) 成果

中央政府機関及びプロジェクト対象地域に防災情報処理伝達システムが導 入される。

- 3) プロジェクトの内容(我が国への要請内容)
  - i. 防災情報処理伝達システム一式(サーバー機器、ストレージ機器、ネット ワーク機器、アプリケーション等)
  - ii. コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容: アプリケーションの開発、改善、システム O&M の指導等
- 4) プロジェクトの対象地域(サイト)

我が国の総務省が調査を行った下記の地域西スマトラ(パダン)、バリ、スラバヤを優先的なサイト候補とし、第一次調査で調査対象地域を確定する。

本部:ジャカルタ

データセンター:バリ、スラバヤ

情報伝達先:西スマトラ(パダン)、バリ

5) プロジェクトの相手国関係機関

実施機関:情報通信省(Ministry of Communication and Information Technologies)、国家防災庁(National Disaster Management Agency)と第一次調査で協議の上、決定する。

# 3. 調査実施上の留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

調査は 2 回に分けて実施することとし、第一次調査では要請されている無償資金協力事業の内容に関して、機材等の導入後の運用を確実にするために、事業内容や実施体制等の確認を行い、必要に応じてその内容を再検討し、事業内容を確定させ、第二次調査で、無償資金協力事業の設計・積算のための調査を行う。

ただし、第一次調査では、事業実施の妥当性を確認することを目的とするものであり、インドネシア国政府側の組織・法制度、実施・協力体制(災害情報入手体制、災害情報分析・評価能力、地方自治体による予警報体制/能力、防災関係省庁間の災害情報伝達プロトコール/能力、情報通信網の精度/メンテナンス能力、住民の災害情報に対する理解度等)などから事業の効果が見込めない場合は、第一次調査にて、本契約を打ち切ることがある。その場合は、本件事業を実施するにあたってインドネシア国側が整備しなければならない前提条件について整理し、同国政府に対して提言として残すこととする。

第二次調査を行う場合は、同調査において、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査の2回の現地調査を行う。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

- 1)機構からの参加団員の構成と現地調査行程(案)
  - a)第一次調査
    - · 団員構成:総括、計画監理
    - ·調査行程:約10日間程度
    - ・目的:相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、第一次調査内容や 調査の段取り、インドネシア国側対応内容などを検討し、双方の合意事項 などに関するミニッツを取りまとめる。

# b) 第二次調査(報告書案説明)

# <第1回調査>

- 団員構成:総括、計画監理
- •調査行程:約7日間程度
- ・目的:第一次調査結果を相手国関係機関に報告、協議し、及び現地調査を 通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取 りまとめる。

# <第2回調査>

- 団員構成:総括、計画監理
- ·調査行程:約7日間程度
- ・目的:準備調査報告書(案)について、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。
- 2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

#### (2)調査実施方針

1)組織間枠組み・責任分担

インドネシア国情報通信省の要請に基づくものであるが、情報通信省が災害情報伝達の責任の全責任を担っているとは限らず、調査の進め方によっては、現在のインドネシア国政府内に存在している組織間枠組みや責任分担に合致しない(変更が必要になる)可能性があり注意が必要である。基本的な考え方としては、本プロジェクトにより、既存の組織間枠組み・責任分担の変更ができる限り発生しないよう、供与機材の内容、設置場所や責任機関を提案する。

2)組織間枠組み・責任分担が変わる場合の対応

もし、組織間枠組み・責任分担の変更の必要性がある場合にも対応できるよう、いずれの体制であっても活用できる仕様とするよう設計において工夫する。 また、関係機関間で役割や責任範囲が明確となるよう明文化し、各関係機関からの確認を取ることとする。

3) 既存の情報伝達体制の確認と技術協力の必要性検討

災害情報伝達に関しては様々な課題があり、防災 ICT の導入だけでは解決されない可能性や防災 ICT を活用するための能力向上が必要なことも考えられる。このため、既存の情報伝達体制の課題の整理と、本事業によって解決できる部分を整理し、災害情報伝達全体として改善を図るために必要な対応を検討し、別途、技術協力の必要性の有無を併せて検討する。

### 4) プロジェクト対象地域外への展開への配慮

本プロジェクトの規模から対象地域が限定され、インドネシア国全土をカバーできるものではない。このため、その後の他の地域への展開についても検討が必要で、インドネシア国側の責任で予算措置を行わなければならない(円借款等も含む)。本プロジェクトの内容の検討にあたっては、全国展開やそのための予算措置という観点も踏まえて計画を策定することとする。

## 5)対象とする災害

対象とする災害は、地震・津波とするが、本事業で導入するシステムの汎用性を検討するために、他の災害情報(洪水、土砂災害、噴火、山火事等)の状況についても確認する。

6) 総務省(日本)が実施したインドネシアの防災情報システムに関する調査研究 総務省(日本)は2012年度に防災情報システムに関する調査研究(我が国の クラウド基盤技術をインドネシア共和国の電子政府基盤に連携させた防災情報システムの有効性に関する調査研究)を実施している。同調査では本プロジェクトの実施機関である KOMINFO を巻き込んでおり、同調査後に総務省と KOMINFO 間で協議を行っていることから、同調査と本プロジェクトとの関係は深い。要請内容に加えて、同調査研究の結果についても調査を行う。

# 7) 設計・積算の精度

第二次調査で行う設計・積算の精度は、入札に対応できるものとする。

#### (3)計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、 内容を確認することとする。

#### 1)現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2) 第二次調査 報告書案説明調査派遣前 計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書(案)」に基づき、計画内容を確認する。

#### (4)環境・社会配慮

本件実施によって、環境や社会に対し悪影響を及ぼすことはないと判断されるた

め、本計画については、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づくカテゴリーを C としている。

# (5) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、当機構は 本調査を実施した本邦コンサルタントを施工監理を実施するコンサルタントと して、先方政府に推薦することを想定している。

施工監理体制に関する提案は、技術提案書作成の時点で想定される業務内容、 作業計画および要員計画を技術提案書に記載する。その際、様式-2および様式 -3を準用した表を添付する。

# 4. 調査の内容

(1) 第一次調査(案件内容の確認)

第一次調査は、要請されている無償資金協力事業の内容に関して、機材等の導入後の運用を確実にするために、事業内容や実施体制、法制度等の確認を行い、プロジェクト内容を再検討し、確定させる。このため、以下、(1)から始まる項目の調査を行う。第一次調査では、妥当性、有効性の観点から提案プロジェクトが実施可能かどうか、提案のままで困難であった場合にも内容修正により実施可能かどうかについて検討し、JICA に対して報告・協議を行い、方向性を確認した上で、インドネシア国側及び我が国関係者に説明するための報告書を作成する。

なお、調査工程の概要は以下のとおり。

- ① 本邦において、要請書及び関連資料の分析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。これらの作業を踏まえて、英語版調査計画書、質問票を作成する。
- ② 現地において、英語版調査計画書の説明を行い、調査に対する協力を取り付け、質問票を用いて、上記調査計画に基づき調査を行い、情報を取りまとめる。調査結果については、JICA 関係者と共有し、その後、外部説明用に取りまとめを行う。
- ③ 帰国後、JICA 及び関係機関との協議を踏まえて、案件内容を確認し、第二次 調査の計画を作成する。
- 1) プロジェクトの背景・経緯の確認

災害情報伝達に関するインドネシア国政府の方針や計画、進捗があるものについては、そのプロジェクトについて状況を確認する。

2) インドネシア国の災害情報伝達に関する責任分担及び伝達手段・経路の確認上記、「3.(2)1)組織間枠組み・責任分担」のとおり、本プロジェクトで供与する機材は、インドネシア国の既存の枠組みに沿うものとするため、災害種毎に、中央一地方間も含め関係機関の責任分担や伝達手段・経路(情報の取得・処理・分析・翻訳・伝達(中央(複数もありうる)⇒地方⇒コミュニティ⇒個人(必ずしもこの経路とは限らない))の現状について調査する。

- 3) 現在の災害情報伝達に関する課題の整理、ボトルネックの検討 過去の災害の事例(調査報告)や、聞き取り調査などによって、上記2)で 確認した経路に沿って、現在の災害情報の取得から伝達と情報の受け取り側 (住民意識等)までの課題を抽出し、整理する。
- 4) 提案プロジェクトと、現状の情報伝達に関する責任分担や課題との比較 提案プロジェクト(要請内容や総務省(日本)の調査研究)で示されている 内容と、上記2)、3) で確認した責任分担・経路とその課題・ボトルネック を比較し、本プロジェクトが災害情報の安定的で迅速・正確・的確な伝達の ためにどの程度貢献するのか、全体像の中のどの部分の改善に資するのかを 確認する。
  - 5) 提案プロジェクトを導入するにあたって、組織間調整・法制度化の必要性 の検討

提案プロジェクトを導入するにあたり、既存の枠組み・組織・法制度にて対応可能かどうかを確認する。既存の枠組み・組織・法制度で対応不可能(組織・法制度が整備されていない)場合は、これをインドネシア国側が整備しなければならないため、その内容を整理する。

6)対象地域のスクリーニング

対象地域のスクリーニングを行うための情報収集を行う。なお、プロポーザルにて、対象地域のスクリーニングにあたってのクライテリアを提案すること。

コンサルタントによるスクリーニング結果をもとに、JICA 内での検討とインドネシア国側との協議を経て、対象地域の選定を行う。

- 7) インドネシア国側、組織・人員体制、予算、保有機材の維持管理状況の確認 新規に機材を導入するにあたり、同機材を有効に活用し続けることができる かどうか、また、将来の横展開の可能性を見定めるため、インドネシア国側 の、組織・人員体制、予算、保有機材の維持管理状況についての確認を行う。
- 8)「広域防災システム整備計画」の進捗状況、準備にあたっての課題の確認 防災情報伝達システムの導入に当たって、掲題のプロジェクトは、直近の同 国・同分野での無償資金協力事業として、事業のオペレーション上の参考情 報となることから、その課題を確認し、把握する。
- 9) 提案プロジェクトの維持管理費用の確認

提案プロジェクトの維持管理費用について確認する。特に総務省の調査研究結果で示されている内容については、本邦でも事前に情報収集が可能であることから、維持管理費用の概算と、維持管理上の課題の有無(スペアパーツの問題、維持管理上の専門性及びその人材確保の問題、外注の可能性と費用やコミュニケーションの問題)などについて確認する。

10) 導入機材の概算と、導入機材・システムを全国に展開するために必要な金

#### 額の概算

全国展開の可能性を検討するため、必要な金額を概算する。

1 1) 対象地域(情報伝達先)における災害履歴、裨益人口、現状の情報伝達時間等、効果検証に必要な情報の収集

本プロジェクト自体の妥当性や有効性を確認するため、対象候補地における 災害履歴や裨益人口について調査するとともに、現在の情報伝達時間など、 効果の検証するための情報をリストアップし、情報収集の可能性(収集先や 収集方法)について確認する(第二次調査において情報収集することを前提)。 これら、現地の状況を把握し効果の検証をするための情報について、現時点 で想定できるものについてはプロポーザルに記載すること。

第一次調査で情報収集可能なものについては、収集し整理し、第二次調査において収集するものについては、その内容について質問票という形でインドネシア国側に渡せるように整理する(インドネシア国側への手交は JICA が行う)。

- 12) 提案する情報伝達システムの導入に関する関係機関からの合意取り付け 提案する情報伝達システムの導入に際して、関係機関が複数となる場合は、 全関係機関からの合意取り付けが必要となる。このため、受注者は、本プロ ジェクトの全ての関係機関について、その責任・役割分担・実施体制を整理 し、文書により明示する。
- 13)第一次調査報告書の作成

第一次調査にて確認した内容について、第一次調査報告書として取りまとめ、当機構に報告する。

(2) 第二次調査 (案件内容の検討)

第一次調査で確定した案件内容に従って、無償資金協力事業の設計・積算を行うための調査を行う。

1) インセプション・レポートの作成

第一次調査で確定した案件内容に従って、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

2) インセプション・レポートの説明・協議

当機構が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

3) プロジェクトの妥当性等の確認

上記(1) $\frac{10}{10}$ 11)で検討した、対象候補地における災害履歴や裨益人口について調査するとともに、現在の情報伝達時間など、効果の検証するための情報について、確認を行う。妥当性の確認については、現地再委託にて実

施することも可能とする。

# 4) プロジェクトの実施体制の確認

上記(1)11)で提案した実施体制について、インドネシア国側に対して 再確認を行う。

プロジェクト実施機関(実施機関は第一次調査で確認)の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本プロジェクトの実施機関として、その体制に問題がないか確認する。

また、スペアパーツの調達事情及び機材の修理体制状況についても調査し、機材設計に反映させる。

必要に応じて、ソフトコンポーネント計画を立案する。

# 5) サイト状況(自然条件等)調査

本事業の妥当性の検討、及び機材計画、積算について必要な精度を確保する ため、必要に応じて、サイト状況の調査を行う。具体的には、第一次調査を 通じて必要な内容を検討する。サイト状況調査については、現地再委託にて 実施することも可能とする。

## 6)調達事情調查

機材調達に関して、過去の類似案件・調査からの知見を活用しつつ、現在の先方政府の調達事情を確認し、機材設計・積算に反映させる。

#### 7) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計) を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

①計画・設計の基本方針

自然環境条件や調達後の維持管理等についての対応方針を整理し、機材の 設計基準を設定する。

②基本計画 (機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

- ③概算事業費の積算
- 4 資機材調達計画
- ⑤ソフトコンポーネント計画

## 8) 相手国側負担事項の概要

相手国側負担事項(機材の通関業務、通信に必要な周波数の確保、鉄塔建設に伴う土地収用、通信網敷設にかかる工事、これらに関連する然るべき許認可取得等)並びに無償資金協力として事業を実施する際のインドネシア国政府の免税措置を整理する。

# 9) プロジェクトの維持管理計画

本プロジェクトで調達する資機材の運用・維持管理について、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。

#### 10) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、及びプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

#### ①準拠ガイドライン

具体的積算に当たっては、上記マニュアルの補完編を参照して積算を行う。

#### ②事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」(様式の指定なし)を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

- ア) 実施時期
- イ) 事業費(総事業費及び内訳)
- ウ) 概略の仕様
- エ) 入札方法 (PQ基準、国際入札/国内入札等)
- オ)契約条件(総価方式/BQ方式、支払い条件(履行保障の有無等)等)
- 力)施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

# ③予備費

本案件に関する予備的経費の計上について、機構がその要否を検討するために、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを機構に 提供する。予備費が必要であると機構が判断した場合、機構が算定した予 備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア) 経済状況、市場変化にかかるリスク (インフレ率等)
- イ)工事量変動にかかるリスク
- ウ) 自然条件にかかるリスク (洪水、降雪等)
- エ) 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ)治安状況にかかるリスク

#### 11)協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

# 12) プロジェクトの評価

プロジェクトの評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

# 13) 準備調査報告書(案)の作成

上記調査結果を準備調査報告書(案)として取り纏め、その内容について当機構と協議する。

# 14) 準備調査報告書(案)の説明・協議

上記準備調査報告書(案)をインドネシア国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する(概算事業費を含む)。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

#### 15) 準備調査報告書等の作成

インドネシア国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏ま え、以下の成果品を作成する。

- ①概略事業費(無償)積算内訳書
- ②概要資料
- ③準備調査報告書
- ④デジタル画像集

#### 5. 調査の工程

2014年10月下旬より第一次調査を行い、1カ月程度の現地調査を踏まえて報告書を取りまとめ、2015年3月をもって完了する。

第二次調査は、2015 年 4 月以降に開始し、1 カ月程度の現地調査を踏まえて、同年 9 月下旬に積算を完了し第二回現地調査(報告書案説明)を実施することを想定する。2015 年 11 月上旬までに概要資料を、2016 年 1 月上旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する計画とするが、第二次調査以降のスケジュールは、第一次調査を踏まえて決定するものとする。

# 6. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、<u>(6)、</u> 及び(8)~(11)<del>(5)から(8)</del>を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1)業務計画書:和文3部(契約締結後10日以内)
- (2) 第一次調査結果報告書 : 和文8部、英文10部(帰国後10日以内)
- (3) インセプション・レポート: 和文8部、英文10部(現地派遣10日前)
- (4)現地調査結果概要:和文8部(帰国後20日以内)
- (5) 準備調査報告書(案):和文8部、英文10部(報告書案説明調査1か月前)
- (6) 概略事業費 (無償) 積算内訳書: 和文2部 (報告書案説明調査後1か月以内) (事業費ドナー比較資料を含む。)
- (7)機材仕様書案: 和文3部、英文4部(報告書案説明調査1か月前)
- (<u>구</u>8) 概要資料(完成予想図を含む。): 和文1部及びCD-R1枚<u>(報告書案説</u>明調査後1か月以内)

- (8<u>9</u>) 準備調査報告書(完成予想図を含む。)<u>(契約終了時)</u>: 和文(製本版) 8 部及びCD-R 1 枚、英文(製本版) 1 6 部及びCD-R 3 枚 和文(簡易製本版) 2 部及びCD-R 1 枚
- (10)機材仕様書:和文3部、英文4部(契約終了時)
- (<u>♀ 1 1</u>) デジタル画像集 : C D − R 2 枚(デジタル画像 4 0 枚程度) <u>(契約終</u> 了時)
- 注 1 ) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。
- 注2)(6)については2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2010年6月)」を参照することとする。
- 注3)準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・ 調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに 調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報 告書(和文:簡易製本版)を作成する。
- 注4)報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。
- 注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

# 第3 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、仕様書に明記されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認してください。

# 1. 技術提案書の構成

技術提案書の構成と頁数目安は次表のとおりです。

	記載事項		頁数目安		
	也拟于久	1社	JV		
頭	紙				
表	紙				
1	コンサルタント等の経験、能力等				
	(1)類似業務の経験	6	注		
	(2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)	2~3	2~3		
	(3) その他参考となる情報	1	1		
2	業務の実施方針等				
	(1)課題に関する現状認識	4	1		
	(2)業務実施の基本方針	6	6		
	(3)作業計画	] 4	1		
	(4)要員計画	J			
	(5)業務従事者毎の分担業務内容	2	2		
	(6) その他	2	2		
;	3 業務従事予定者の経験、能力等				
	(1)評価対象業務従事者の経歴	5 /	⁄人		

注:共同企業体を結成する場合、「類似業務の経験」は、各社(共同企業体代表者及び構成 員)にてそれぞれ記載するため、「6枚×社数(共同企業体代表者及び構成員の社数)」 を頁数目安として下さい。

# 2. 技術提案書作成に係る要件・留意事項

以下、本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおり整理します。

# (1)業務の工程

「第2 仕様書」を参照。

# (2) 業務量の目途及び業務従事者

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、応札者は、「第2 仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定し、業務従事者を想定した上で、経費を積算願います。

1) 作業人月(目途):

(全体)約14.8M/M

(内訳) 現地作業:約 7.0M/M 国内作業:約 7.8M/M

- なお、インドネシアへの渡航回数については、全体で延べ9回を想定しています。
- ・現地業務期間や渡航回数については、応札者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は 失格となりますのでご留意下さい。
- 2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下のとおり想定していますが、これは機構が業務量を想定する際に用いた仮定ですので、要員計画策定に当たっては、業務内容及び業務工程を考慮の上、適切に業務従事者を構成願います。

- ①業務主任/災害情報伝達(2号)
- ②組織・制度(3号)
- ③情報通信(3号)
- ④機材計画(3号)
- ⑤積算/調達計画(4号)
- 3)評価対象業務従事者

上記2)に示す業務従事者構成(案)のうち、以下の2分野を評価対象とします。

- ① 業務主任/災害情報伝達(2号)
- ② 組織・制度(3号)

(上記2分野の想定人月:約6.3M/M)

(3) 評価に際しての類似業務/対象国/語学力

技術提案書の評価に際しては、以下の項目を類似案件、対象国又は近隣地域、 語学力として評価します。

- ①業務主任/災害情報伝達
- 1)類似業務 災害情報の伝達、早期警戒、予警報に係る各種業務
- 2) 対象国/地域 インドネシア/全世界
- 3)語学力 英語
- ②組織・制度
- 1)類似業務 防災に関連する組織・法制度に係る各種業務
- 2) 対象国/地域 インドネシア/全世界
- 3)語学力 英語
- (4) 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

各項目の( )に○を付したものが、今回の入札条件です。

- <del>( ) 認めません。</del>
- ( ) 認めます。
- <u>() 認めます。ただし、業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。</u>
- (〇)2者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者(総括)は、 共同企業体の代表者の者とします。
- (<u>)協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント(</u> は、構成員になれません。
  - 注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。
  - 注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届を技術提案書に添付して下さい。

# (5)補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

各項目の()に○を付したものが、今回の入札条件です。

- <u>( )全ての業務従事者について、認めません。</u>
- (〇) 以下の要件で、補強を認めます。
  - ア. 共同企業体で技術提案書を提出する場合は、代表者及び構成員ともに、 現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで認めます。
  - イ. 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで認めます。

# 【業務主任者(総括)について】

- (〇)業務主任者(総括)については認めません。
- ( )業務主任者(総括)について認めます。ただし、業務主任者が補強の場合 には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

#### 【その他の業務従事者について】

- <u>( ) 次の団員については認めません。</u>
- ()協力準備調査・その他先に行われた調査参加コンサルタント ()からの補強は認めません。
- (6) 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、入札条件です。)

- (〇) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に 従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞ れ2分の1を超えない範囲において認めます。
- ( ) 外国籍人材の活用を認めます。ただし、業務主任者を除きかつ現地業務に 従事する業務従事者数及び国内作業を含めた全体の業務従事人月のそれぞ れ4分の1を超えない範囲において認めます。
  - 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
    - ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係 を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
    - ・プロポーザルを提出する法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材

#### 【定義】

#### く共同企業体>

複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯 責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体

#### <専任の技術者>

- (1) コンサルタント等の経営者。
- (2) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人との間で雇用関係のない者。
- (3) コンサルタント等が雇用している技術者であって、当該コンサルタント等以外の法人 との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用関係 がある者。
  - 注)主たる賃金を受ける雇用関係とは、平成2年9月21日付労働省通達(職)発509号に基づき、当該技術者の雇用保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者の関係を指します。ただし、65才以上で新たに雇用された技術者については、主たる賃金を受ける雇用契約を有する法人との関係を指します。

# <補強>

- (1) コンサルタント等との間で雇用関係がない技術者。
  - (2) コンサルタント等が雇用している技術者については、当該コンサルタント等以外の 法人との間で雇用関係があり、当該コンサルタント等との間に主たる賃金を受ける雇用 関係がない者。

# (7) 業務管理グループ

業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者(副総括)を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。 (各項目の())に○を付したものが、入札条件です。)

- (O)業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めません。
- ( )業務管理グループ(副業務主任者の配置)を認めます(ただし、副業務主任者を祖強とすることは認めません)。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4)要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とします。

# (8)貸与資料等

# 1)貸与資料

(※ 機構への返却は不要ですが、本件業務の技術提案書作成のためにのみ使用いただき、使用後は破棄願います。また、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。)

インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画 要請書

# 2) 閲覧資料

本業務に関する以下の閲覧資料は以下のとおりです。閲覧希望の場合は当機構地球環境部防災第二チーム(TEL:03-5226-9589、担当:松元)にご連絡ください。「我が国のクラウド基盤技術をインドネシア共和国の電子政府基盤に連携させた防災情報システムの有効性に関する調査研究」報告書

# 3. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下に説明します。

# 3. 1 コンサルタント等の経験、能力等

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各 団員の経験や能力等はもとより、コンサルタント等の社としての業務経験、社とし ての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目で はこれらを総合的に記述して下さい。

# (1)類似業務の経験

国内業務、海外業務を問わず、上記 2. (3) に示した類似業務の実績を記述し、それらの業務の経験が当該案件の実施にあたり有用であることを説明して下さい。類似業務とは、業務の分野(経済開発、農業等)、技術サービスの種類(フィージビリティ調査、施工監理等)、業務対象、業務規模などにおいて、蓄積された経験等が当該案件の実施に際して活用できる業務を指します。

<u>別添様式2-3①</u>では、類似業務として的確なものを海外、国内を問わず、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ20件以内(原則として過去10年以内のもの)を選び、その実績を海外、国内に分け、年度ごとに記載して下さい。

<u>別添様式2-3②</u>では、<u>別添様式2-3①</u>の業務実績の中から、当該案件に最も類似していると考えられる実績(海外、国内を問わず)を、各社(共同企業体代表者及び構成員)で、それぞれ5件以内を選び、類似点を記載して下さい。プロジェクトの目的、内容等、また、共同企業体で実施している場合は担当業務、何が当該業務の実施に有用なのかが分かるように簡潔に記述して下さい。

# (2) 当該業務実施上のバックアップ体制(本邦/現地)

業務は、「業務従事者」が主体となって実施しますが、当該業務受注コンサルタント等が業務の実施に当たり、社としてどのような取組を行うか、またそのための支援体制をどのように敷くかについて十分に検討されていることも、業務を

円滑に進めるための重要な要件のひとつとなります。このようなバックアップ体制とは、概ね、報告書の内容の審査・校閲のような業務に与える便宜や危機管理への対応等のロジスティクス的なもの、コンプライアンス体制(法令遵守の取り組み)と、有識者による業務支援体制のような業務内容に関わる技術的な内容になります。

記載する内容は、バックアップについての考え方及びそれを行う社内の組織・体制、該当者名、必要に応じそれらの連絡先等になります。また、社外の有識者等(大学教授、研究者等)によるバックアップを得られるような場合には、その体制、形態及びバックアップの内容等につき、当該有識者等の了解を必ず得たうえで、具体的に記載して下さい。社のコンプライアンス体制については、<u>様式2</u> -3③に記載してください。特に資金協力に関連する協力準備調査等においては、コンプライアンス体制を重視して評価を行います。

なお、ISO9000 シリーズの品質保証システム取得等を保有している場合には本項目で記載し、可能な限り認定証の写しを添付して下さい。

現地におけるバックアップ体制がある場合は、例えば自社の支店/海外事務所、 現地連絡員、ローカルコンサルタント、大学や研究機関などについて、支援を受 ける具体的な内容と併せて、それらの名称や連絡先等を記載してください。

また、共同企業体を結成する場合は、その必要性についても記載してください。

#### 3.2 業務の実施方針等

仕様書についてコンサルタント等が理解した内容や、業務の基本方針、コンサルタント等が業務を実施するために用いようとしている方法や手法などについて記述して下さい。その内容は、コンサルタント等の考え方に基づきどのように業務を実施しようとするのか、若しくは業務の実施方法がより具体的に指定されている場合については実施する際の留意点等を記述することが基本となります。他の文献等の内容を引用した場合には、その出典・引用元を必ず明らかにして下さい。

# (1)課題に関する現状認識

本業務にあたり、現時点で応札者が認識している以下の項目について整理の上、記述して下さい。記述は下記項目全体で4ページ程度として下さい。

- 1) 途上国における災害情報(予警報)について、災害情報の取得・分析から伝達・受取までのプロトコール、責任分担、取組み及び課題
- 2) インドネシアにおける災害情報(予警報)について、災害情報の取得・分析から伝達・受取までの現状と課題

# (2)業務実施の基本方針

「第2 仕様書」で示した内容及び上記(1)の課題に関する現状認識を受けて、コンサルタント等がどのような方針で業務に臨むのか、運営面及び技術面の観点から記述して下さい。

運営面では当該業務実施のために特に配慮すべき実施体制等を、また、技術面では当該業務の目的等を理解した上でどのような事柄に留意し業務を実施するのかを十分に検討した上で記述して下さい。

また、「第2 仕様書 II. 特記仕様書」に記載の「プロジェクトの評価」における定量的指標としては、適切な経路における災害情報の伝達時間、などが想定されますが、他にプロジェクトの成果や裨益効果、事後評価のための評価指標、及びそのために必要と判断される調査がある場合には提案して下さい。

<u>なお、「第2</u> 仕様書」に記載されている調査項目を基にしつつも、調査 に期待される成果に鑑み、追加すべき調査事項等あれば、提案して下さい。

# (3)作業計画

上記「(1)業務実施の基本方針」での提案内容に基づき、業務全体をどのように実施していくか、その流れを示すフローチャートを<u>様式2-4</u>に示し綴じ込んで下さい。フローチャートは時系列に配慮した上で、業務項目間の相関関係等が明らかになるように作成して下さい。また、計画に無理がないか、自然・気象条件等に配慮しているか、作業に後戻りがないか等を検討の上作成して下さい。仕様書に示された業務工程と提案される作業計画との間に差異がある場合には、考え方について具体的に記述して下さい。

#### (4)要員計画

業務を実施するために必要な要員計画を、仕様書に記載された業務従事者の構成(案)を参考に<u>別添様式2-5</u>で作成して下さい。各担当業務に従事予定の要員の配置及び担当事項が、業務実施の方法、業務工程と整合性があり、かつ妥当なものとなっているかどうか検討した上で作成して下さい。

記載方法は、現地業務と国内作業に分けて、業務主任者(総括)から順次担当業務ごとに、各要員の配置期間を実線(当該期間全体を業務人月として計上する場合)又は点線(当該期間中において部分的に業務に従事する場合)で表示して下さい(業務日数の記載は不要です)。副業務主任者(副総括)を配置する場合には、業務主任者(総括)と合わせた形で配置計画を表示して下さい。

評価対象業務従事者は担当業務、氏名、所属先及び格付の全てを記載して下さい。一方、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「\*\*\*」等と記載する)。

評価対象外業務従事者については予定従事者の配置の考え方(従事予定者が具備すべき専門性や当該分野での経験等)を記述して下さい(評価対象外業務従事者については、遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、補強・外国籍人材等については「第1 6 共同企業体の結成及び補強等の可否」で定める制限が遵守されるものとします)。

仕様書で示した担当業務と異なる業務を提案する場合(例えば、複数の業務従事者が同一の業務を分割して担当する場合等)や、仕様書に示された業務量の目途と著しく異なる場合には、その考え方を具体的に記述して下さい。

# (5)業務従事者ごとの分担業務内容

各業務従事者が担当する業務内容や業務項目について、要員計画に合わせて担当業務ごとに簡潔に<u>別添様式2-6</u>に記載して下さい。また、業務実施にあたっての実施体制を確認するために、業務従事者の体制図を示して下さい。評価対象外業務従事者の氏名及び所属先は記載しないで下さい(「未定」、「\*\*\*」等と記載する)。

# (6) 無償資金協力事業の実施体制

本事業の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、機構は本調査を実施した本邦コンサルタント施工監理を実施するコンサルタントとして、 先方政府に推薦することを想定しています。

施工監理体制に関する提案につき、技術提案書作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画、実施に係る留意点を技術提案書に記載してください。その際、別添様式2-4及び別添様式2-5を準用した表を添付してください。

# (7)その他

相手国政府又は機構からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な 事項があれば記載して下さい。

# 3.3 業務従事予定者の経験・能力等

「3.2 業務の実施方針等」で提案された内容を実際に行う業務従事予定者の経験・能力等について記述します。具体的には、「3.2 (5)業務従事者ごとの分担業務内容」とそれに対応する業務に照らし、類似業務の経験、実務経験及び各業務従事者の学位、資格、語学能力等について記述します。

# (1)業務管理体制の選択

業務主任者(総括)と副業務主任者(副総括)を併せて業務管理グループとして提案することを認めている場合は、まずは、業務管理体制を業務管理グループとして提案するのか、業務主任者単独で提案するのかを本文及び別添様式2-5で明記して下さい。

- ( )業務管理体制を業務管理グループ(業務主任者+副業務主任者)として 提案します。
- ( )業務管理体制を業務主任者単独で提案します。

業務管理グループとして提案する場合は、その配置の理由、両者の役割分担等の考え方等について、記載して下さい。

## (2) 評価対象業務従事者の経歴

- ア.「担当業務」は、当該業務において担当する業務分野名を記載して下さい。
- イ.「取得学位・資格」は、担当業務に関連する取得学位・資格につき、その学位・資格名、取得年月日を記載するとともに、取得資格については、可能な限りその認定証の写しを添付して下さい。技術士のように資格分野が複数ある資格は、その取得分野名も必ず記載して下さい。
- ウ.「外国語」は、次の「語学能力の基準」に基づき、社の責任により申告する とともに、その語学の認定資格を取得している場合は、その資格名と認定書の 写しを添付して下さい。

## <語学能力の基準>

#### (ランク)

- S-正確かつ流暢に高度な会話ができる。また、会議でのディスカッション及び技術 レポートの作成をはじめ自己の専門分野はもちろんとして、他の分野についても 正確な表現と理解が可能である。
- A 一通常の会話と自己の専門分野の表現と理解はもちろんとして、技術レポートの作成・解読も可能である。ただし、会議でのヒアリングにはやや難がある。
- B-通常の会話と自己の専門分野の表現と理解は、十分とは言えないが可能である。 また、技術レポートの作成・解読は、不十分ながら可能である。
- C-実用の域ではないが、通常の会話や技術レポートの作成・解読は、辞書を用いて 辛うじて可能である。

なお、語学の認定資格については、<u>次の「語学能力・資格の認定等につい</u>て」に記載した語学の資格名を記載して下さい。

#### <語学能力・資格の認定等について>

1. 英語・フランス語・スペイン語については、次に掲げるいずれかの能力・資格の 認定試験(又はこれらに準ずる資格試験)の結果を<u>別添様式2-7①</u>「評価対象業 務従事者経歴書」の「外国語」欄に記載して下さい。(例:英検準1級、TOEIC 735 点等)

#### <英語>

- (1) TOEIC (国際ビジネスコミュニケーション協会)
- (2) TOEFL (国際教育交換協議会)
- (3) 国連英検(日本国際連合協会)
- (4) 実用英語技能検定(英検)(日本英語検定協会)
- (5) IELTS (日本英語検定協会)
- (6)通訳案内業(案内士)試験

#### **<フランス語>**

- (1) 実用フランス語技能検定試験(仏検)(フランス語教育振興協会)
- (2) フランス語資格試験(DELF·DALF)
- (3) フランス語能力認定試験(TEF)(パリ商工会議所)
- (4) フランス文部省認定フランス語能カテスト (TCF) (国際教育研究国際センター)
- (5) 通訳案内業(案内士) 試験

#### **<スペイン語>**

- (1)スペイン語技能検定(西検)(スペイン語技能検定委員会)
- (2) 外国語としてのスペイン語検定試験(DELE) (セルバンテス文化センター)
- (3) 通訳案内業(案内士) 試験
- 2. 英語・フランス語・スペイン語以外の外国語については、特に指定はないので、 現に保有の認定証等に基づき記載して下さい。
- エ.「健康診断結果」は、最新の受診結果に基づき申告して下さい(契約に際し、 診断書の提示を求めることがあります)。なお、評価対象業務従事者で補強と して参加する個人コンサルタントの方は、見積書提出時に、過去1年以内の健 康診断書を提出して下さい。
- オ.「学歴」は、高等学校から順に最終学歴まで、校名、学部・学科・専攻等及び卒業・修了・中退年月を記載して下さい。また、海外の高校及び大学等を卒業している場合は、その所在国名を記載して下さい。(例:〇〇大学(国名))
- カ.「現職」は、現在の所属先の名称、所属先に採用された年月、部・課及び職 位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。また、所属先

の確認を行うため、雇用保険については、確認(受理)通知年月日、被保険者番号、事業所番号、事業所名略称を記載して下さい。なお、何らかの理由で雇用保険に入っていない場合、健康保険について、被保険者記号一番号、交付日、保険者番号、保険者名称、事業所名称を記載して下さい。

上述の雇用保険情報又は健康保険情報が記載できない場合は、「雇用契約書(写)」等何らかの形で当該業務従事者が現在雇用されている事実が確認できる書類を添付して下さい。同じく、役員の方については、商業(会社)登記簿の謄本等何らかの形で役員である事実が確認できる書類を添付して下さい。

- キ.「職歴」は、現職の直前の所属先から新しい順に、所属先の名称、所属した期間、部・課及び職位名を記載し、職務内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。
- ク.「業務等従事経歴」は、①海外における類似業務、②国内における類似業務、 ③海外でのその他の業務に分類し、それぞれについて最近のものから時系列順 に記載して下さい。ただし、契約期間が複数年度にまたがる案件や複数年に及 ぶ案件に従事した場合には、1案件として初年度分又は最初の業務にまとめて 記載して下さい。「担当業務」については、各々の業務に従事した際の担当業 務を正確に記して下さい。また、現地業務参加期間は、月数(小数点第1位ま で)で記載します。また、担当業務に最も類似する業務実績を5件まで選び、 その業務件名には〇印を付して下さい。仕様書を通じて担当業務の内容等を十 分理解した上で、類似業務を選定して下さい。
- ケ. 「その他の海外渡航経歴」には、海外駐在、国際会議などの出席、留学及び 海外派遣専門家等の経歴を記載して下さい。
- コ.「研修実績」は、国内又は海外における研修受講実績について、研修先及び研修期間を記載し、研修内容を1~2行で、簡潔に記載して下さい。研修受講の認定書等があればその写しを添付して下さい。
- サ. 業務等従事経歴が<u>別添様式 2-7</u>だけでは記載しきれない場合には、<u>別添様式 2-7</u>に記載して下さい。
- シ. 「特記すべき類似業務の経験(類似職務経験を含む)」の記載にあたっては、 当該業務に類似すると考えられる職務経験の中から、業務従事者(担当業務) の業務内容として最も適切と考えられるものを3件まで選択し、類似する内容 が具体的に分かるように、<u>別添様式2-7③</u>に、業務の背景と全体業務概要、 担当事項及び当該業務との関連性について記載して下さい。

# 3. 4. その他の技術提案書作成に係る留意事項

# (1) 共同企業体及び補強に関する添付書類

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届(様式はありません)を作成の上、技術提案書(正及び写)に添付して下さい。

評価対象業務従事者を補強により配置する(業務従事者について他社からの協力を得る)場合は、当該業務従事者の所属する社もしくは団体から同意書(自営の場合は本人の同意書)(様式はありません)を取り付け、技術提案書(正及び写)に添付して下さい。同意書は写しでも構いません。

# (2)技術提案書の体裁等

#### ア. 体裁

技術提案書は正及び写ともに、色紙、写真台紙の使用は不可とします。

正のみ、紙製のフラットファイル綴じとします。表紙及び背表紙には、業務名、提出年月(西暦)、コンサルタント等の名称を表記して下さい。また、各章毎の見出しとしては、タックインデックスを使用して下さい。

写は、背表紙無し、2穴ひも綴じとします。表紙の表記及び各章毎の見出しは技術提案書(正)と同様として下さい。

正・写ともに、両面印刷が望ましいと考えます。

#### イ. 形式

技術提案書は、A4版(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数を35行程度とします。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前に綴じて下さい。

## ウ. 構成・分量

「1. 技術提案書の構成」に記載した頁数を目処として作成して下さい。

# 4. その他の留意事項

- (1)機構が配布・貸与した資料は、該当業務の技術提案書を作成するためにのみ 使用することとし、複写又は他の目的のための転用等はしないで下さい。返却 の必要がある場合は、技術提案書提出時に必ず返却して下さい。
- (2)技術提案書等は本件業務の落札者を決定する目的以外に使用しません。
- (3)技術提案書等の作成、提出に係る費用については報酬を支払いませんのでご 了承下さい。
- (4) 落札者の技術提案書等については返却いたしません。また、落札者以外の技術提案書については、提出者の要望があれば、(正) のみ返却しますので、入札会の日から2週間以内に「第1 4. 窓口」までご連絡願います。要望がない場合には、機構が適切な方法で処分(シュレッダー処理等) いたします。
- (5) なお、落札者以外の技術提案書等にて提案された計画、手法は無断で使用しません。

別紙:評価表

別紙

# 評価表

評価項目	評価基準(視点)	配点
1. コンサルタント等の経験・	能力	10
(1)類似業務の経験	<ul> <li>類似業務については実施件数のみならず、業務の分野(内容)と形態、発注業務との関連性並びに実施国の類似性に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務はJICA発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>概ね過去10年までの類似案件を対象とし、より最近のものに対し高い評価を与える。</li> </ul>	6
(2)当該業務実施上のバック アップ体制(本邦/現 地)	<ul> <li>● 現地支援体制や社外有識者の支援など、業務の質・効率向上のための体制が整備されているか。支援内容が具体的か。</li> <li>● IS09001 等の品質保証システムの認証を受けているか。</li> <li>● 安全管理、報告書作成体制(校正や翻訳の質を確保するための体制)が整備されているか。</li> <li>● コンプライアンス体制についても評価する。</li> </ul>	4
2.業務の実施方針等		30
(1)課題に対する現状認識	● 途上国における災害情報(予警報)について、災害情報の取得・分析から伝達・受取までのプロトコール、責任分担、取組み及び課題、及びインドネシアにおける災害情報(予警報)について、災害情報の取得・分析から伝達・受取までの現状と課題が分析・整理のうえ、記載されているか。	10
(2)業務実施基本方針の的確 性	● 業務の目的及び課題認識等に基づき業務実施のクリティカルポイントを押さえ、これに対応する業 務方針が示されているか。	10
(3)作業計画・要員計画の妥 当性、実施設計・施工管 理体制	<ul> <li>提示された業務方法に見合った業務担当者の担当分野、格付の構成がなされているか、業務実施上重要な専門性が確保されているか。</li> <li>各業務従事者の配置期間が作業計画と整合したものであり、作業を適正に実施できる期間が確保されているか。</li> <li>我が国無償資金協力が実現した際の実施設計・調達管理体制について、その実施方法・作業計画等が具体的かつ明確に示されているか。</li> <li>想定する詳細設計の概要、留意点の妥当性</li> </ul>	10
3. 業務主任者及び業務従事者		60
(1)業務主任者の経験・能力		35
イ 類似業務の経験	<ul><li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li><li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li></ul>	15

# 第3 技術提案書作成要領

■ 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。	
● 最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。	
● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。	
● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。	4
● 業務従事の長短を考慮する。	
● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	6
● 最近10年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。	8
● 海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。	0
● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。	2
」: 組織・制度	25
● 類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。	
● 類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。	15
● 国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。	13
● 最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。	
● 評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。	
<ul><li>● 発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li></ul>	<del>3</del> <u>5</u>
● 業務従事の長短を考慮する。	
● 指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。	<del>5</del> <u>4</u>
● 過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。	1
	<ul> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> <li>評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。         発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。         業務従事の長短を考慮する。         指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。         最近10 年に実施した業務主任経験(副業務主任経験を含む。)にプライオリティをおき評価する。         海外業務の経験を国内業務に比し高く評価する。         過去に発注業務と関連性の強い学歴(専門性)、資格、業務経験などがあるか。     </li> <li>組織・制度</li> <li>類似業務の多寡、類似程度や関連業務実施の経験等に鑑み総合的に評価する。</li> <li>類似業務は機構の発注業務に限らず、国際機関等での類似案件業務経験も評価する。</li> <li>国内における類似業務も、業務内容の類似度合いに応じ海外業務に準じて評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> <li>最近10 年程度の経験にプライオリティをおき評価する。</li> <li>評価対象となる業務は海外業務全体とするが、視察、学会出席等は含めない。</li> <li>発注業務の質、効果効率の向上につながる経験を重視する。</li> <li>業務従事の長短を考慮する。</li> <li>指定の外国語レベルについて、検定等の成績を評価基準に照らして評価する。</li> </ul>

# 参考

対象国/地域:インドネシア/全世界

語学力:英語

# 第4 経費積算に係る留意点

本業務に係る経費を積算するに際し、留意頂きたい点について記載しています。 入札者は、以下に記載される留意点を十分理解した上で、経費の積算を行って下さい。

なお、当機構の「コンサルタント等契約」(本業務に係る契約も「コンサルタント等契約」です。)に係る業務価格の積算の考え方については、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(下記 URL 参照)にて、その基本的な考え方が理解いただけるものと考えます。ただし、本件は入札による選定であり、同ガイドラインの適用対象外ですので、あくまで「考え方」の参考としてご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

# 1. 本案件に係る業務量の目途

「第3 技術提案書作成要領」の2.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

# 2. 入札金額内訳の作成について

落札者に対しては、当該落札金額の内訳を示す入札金額内訳書(別添様式集第1入札に関する様式 様式1-4及び様式1-5参照)の提出を求めます。入札金額内訳書の作成については次の通りとします。

# (1) 経費の費目構成

本業務で提出する入札金額内訳書においては、経費を構成する費目を次の通り とします (別添様式1-5参照)。

なお、本業務においては、直接経費のうち(4)機材購入費の支出は想定して おりません。

8392 6700					
費用項目	内	訳	内 容		
	1. 直接経費	(1)航空賃	航空賃(本邦又は第三国から対象国 への航空賃。対象国内の航空賃は一 般業務費(現地支出分)の交通費に 計上)		
I. 業務原価		(2)現地関連費	その他の旅費、一般業務費(現地支出分:事務管理費、通訳費、車輌借上費、貸与車輌関連費、船舶等借上費、特殊傭人費、消耗品費、現地報告書作成費、運搬費、交通費、カウンターパート旅費、その他)		
		(3)国内関連費	一般業務費(国内支出分:国内ワークショップ開催費、その他)、機材 損料、機材送料、印刷製本費、その他 他の報告書作成費		
		(4)機材購入費	機材購入費		
		(5)再委託費	国内再委託費、現地再委託費		
	2. 直接人	 件費	現地又は国内において当該業務に 従事する技術者の人件費		

	3. その他原価	間接原価及び積上計上するものを 除く直接経費
Ⅱ.一般管理費等	業務を処理するコンサルタント   外の経費	等における経費等のうち業務原価以

# (2)業務日数の人月換算

現地人月及び国内人月における日数から月数の換算は、現地業務期間、国内作業期間の各々について、要員配置の日数を合計し、現地業務期間は 30 日、国内作業期間は 20 日でそれぞれ割った数字の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位まで算定して下さい。

# (3) 定額で見積もる経費

「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書 4. 調査の内容(2)第二次調査 3)プロジェクトの妥当性等の確認」及び「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書 4. 調査の内容(2)第二次調査 5)サイト状況(自然条件等)調査」に係る経費については、5,000千円(定額)を計上して下さい。

本定額計上の趣旨は、サイト状況調査に係る経費についてはその適切な見積が現時点では困難であることから、これを定額で入札金額に入れ込むように指示することにより、価格競争の対象としないということです。

なお、サイト状況調査に係る経費については、「第5 業務完了時の数量確認等について」に記載の通り、証憑書類による精算を行います。本経費を現地再委託ではなく、現地傭人費等として支出することも可能ですが、業務従事者の直接人件費等としての支出は認めません。

#### 3. 消費稅課稅

課税事業者については、積算金額の全額に 8%を乗じた消費税を加算した額が 最終的な契約金額となりますが、入札書に表示する金額は消費税を除いた金額を 記載願います。免税事業者についても、同様に、積算金額をそのまま入札書に記 載して下さい。

価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。

## 第5 業務完了時の数量確認等について

#### 1. 数量等の確認を必要とする費用

入札内訳書に記載される内訳別に、数量確認を必要とする費用を以下に示します。

費用項目		内訳	数量等確認の有無		
		(1)航空賃	渡航回数を確認		
		(2)現地関連費	現地業務人月(人日)を確認 ※ ただし、「第2 仕様書 II. 特記仕様書 4. 調査の内容(2)第二次調査 3)プロジェクトの妥当性等の確認」及び「第2 仕様書 II. 特記仕様書 4. 調査の内容(2)第二次調査 5)サイト状況(自然条件等)調査」を現地再委託以外の方法で行う場合、同調査に係る現地での経費は本項に含め、証憑書類による精算を行う。		
	1. 直接 経費	(3)国内関連費	数量確認なし		
I. 業務原価		(4)機材購入費	(当機構では本項目の支出を想定していない)		
					(5)再委託費
	2. 直接.	 人件費	現地及び国内の業務人月(人日)を確認		
	3. その他原価		業務総人月(通訳団員以外)を確認		
Ⅱ. 一般管理 費等	業務総人月(通訳団員以外)を確認				

#### 2. 請求金額確定の方法

#### (1) 精算を要しない金額の確定

受注者は業務完了時に、経費確定(精算)報告書(別紙参照)を機構に提出し、 併せてその数量を確認できる資料を提出して下さい。

1)数量の確認が必要な金額の確定

経費確定(精算)報告書に「業務従事者の従事計画・実績表」を添付して下さい。同表に基づき、業務人月(現地/国内)及び渡航回数を確認します。確認を経た金額が請求金額となります。

具体的な数量の確認方法は以下のとおり。

航空賃	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、渡航回数を確認。
	個別の渡航に係る航空賃の詳細を確認するのではなく、エコノ
	ミークラスとビジネスクラスに分けた渡航回数のみを確認し、契
	約書に記載された単位を乗じた金額を確定金額とします。ただ
	し、契約書に記載された渡航回数を上限とします。
現地関連費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、現地業務人月を
	確認。
	「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地の業務人月を
	確認し、契約書に記載された現地関連費単価を乗じた金額を確定
	金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限とし
	ます。
直接人件費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務人月を確認。
	「コンサルタント業務従事月報」も参考に、現地及び国内の業
	務人月を確認し、契約書に記載された人件費単価を乗じた金額を
	確定金額とします。ただし、契約書に記載された業務人月を上限
	とします。
その他原価	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務総人月を確
	認。
	直接人件費と同様に、現地及び国内の業務人月を確認した上で
	「対象経費」を確認し、契約書に記載された比率を乗じた金額を
	確定金額とします。
一般管理費	「業務従事者の従事計画・実績表」にて、業務総人月を確
等	認。
	「その他原価」に同じ。

なお、業務人月が契約時点で想定されている数量に達していない場合は、 契約金額内訳として設定している単価を用い、実際の数量を乗ずることに より、精算金額とすることとします。

2) 数量の確認が不要な金額の確定 契約金額の内訳金額がそのまま請求金額となります。

#### 3 留意事項

受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加させる場合には、機構 と協議の上、両者が妥当と判断する場合には、契約変更を行うことができます。受 注者は、かかる事態が起きた時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

#### 第5 業務完了時の数量確認等について

別紙

20〇〇年〇〇月〇〇日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役理事 殿

> 【会社名】 【代表者役職名】 【代表者名】

印

# 経費確定(精算)報告書の提出について

下記契約の業務が完了しましたので、業務実施契約書第3条(1)及び業務実施契約約款第14条に基づき別添の通り経費確定(精算)報告書を提出いたします。検査の上、確定金額を決定願います。

なお、別添報告書における報告内容は事実と相違なく、契約の目的に基づき適正に支出されたものであることを併せて報告いたします。

			記
対象契約	:	業務名称 対象国名 締結日	
添付書類	:	経費確定(精算	)報告書

#### 第6 契約書(案)

## 業務実施契約書

1 業務名称 防災情報処理伝達システム整備計画準備調査

2 対 象 国 名 インドネシア国

3 履 行 期 間 2000年00月00日から

2000年00月00日まで

4 契 約 金 額 円

(内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政人国際協力機構 契約担当役 理事 理事名を記載(以下「発注者」という。)と受注者名を記載(以下「受注者」という。)とはおのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### (契約書の構成)

- 第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる 各文書により構成される。
  - (1)業務実施契約約款
  - (2) 附属書 I 「共通仕様書 I
  - (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
  - (4)附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
  - (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### (監督職員等)

- 第2条 業務実施契約約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位 にあるものとする。
  - (1) 監督職員 : 地球環境部水資源・防災グループ防災第二チーム 課長
  - (2) 分任監督職員: なし

#### (業務実施契約約款の変更)

- 第3条 本契約においては、業務実施契約約款のうち、次に掲げる条項については、 同約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第14条 契約金額の精算
    - ア) 第1項において、「契約金額精算報告書(以下「精算報告書」という。)」 を「経費確定(精算)報告書(以下、「経費報告書」という。)」に変更する。
    - イ) 第1項において、「ただし、精算報告書については、発注者の了解を得た 上で、履行期限後30日まで提出期限を延期することができる。」を削除する。
    - ウ) 第2項において、「精算報告書」を「経費報告書」に変更する。
    - エ) 第2項において、「ただし、証拠書類については発注者が別に定める基準 に従い、その全部又は一部の提出を省略することができる。」を削除する。
    - オ) 第3項から第5項を削除し、第3項として、「発注者は、第2項の経費報

告書及び必要な証拠書類一式を検査の上、発注者が支払うべき額(以下「確定金額」という。)を確定し、これを受注者に通知しなければならない。」を 挿入する。

(3) 第15条 支払

第1項において、「前条第4項の規定による確定金額」を「前条第3項の規 定による確定金額」に変更する。

#### (共通仕様書の変更)

- 第4条 本契約においては、附属書 I 「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。
  - (1) 第9条 業務関連ガイドライン 「(6)業務実施契約における精算報告書の作成方法について(2014年1月)」 を削除する。
  - (2) 第26条 契約金額精算報告書 本条を削除する。
  - (3) 第27条 航空賃の取扱い 本条を削除する。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通 を保持する。

2000年00月00日

発注者

受注者

東京都千代田区二番町5番地25 独立行政法人国際協力機構 契約担当役

理 事

# 業務実施契約約款

※ 内容につきましては、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_20140\_4.html

#### [附属書 I]

## 共 通 仕 様 書

※ 内容につきましては、こちらのサイトにある「附属書 I (共通仕様書)」 をご参照下さい。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_g/index\_since\_20140 4.html

#### [附属書Ⅱ]

# 特記仕様書

※ 内容につきましては、「第2 仕様書 Ⅱ. 特記仕様書」をご参照下さい。

# [附属書Ⅲ]

# 契約金額内訳書

# 契約金額 円

I	業	終原価		円
	1	直接経費		円
		(1)旅費(航空賃/ビジネスクラス)		円
		(2)旅費(航空賃/エコノミークラス)		円
		(3) 現地関連費 1) 旅費(日当、宿泊料等) 2) 一般業務費(現地支出分) (4) 国内関連費		円円
		1) 成果品作成費 2) 一般業務費(国内支出分) (5)機材購入費		円 円 円
		(6)再委託費	5, 000, 000	円
	2	直接人件費		円
	3	その他原価		円
п	_	-般管理費等		円
Ш	/]	計		円
ì		税及び地方消費税の合計額 令により定められた税率により算出)		円
IV	슫	<b>注</b>		円

# [附属書Ⅲ]

# 契約金額内訳書(構成)

Ι	I 業務原価							
	1	直接経費						
		内 訳	単 価(円)	数量	金	額(円)		
		(1) 旅費(航空賃/ビジネスクラス)		往復				
		(2) 旅費(航空賃/エコノミークラス)		往復				
		(3) 現地関連費 1) 旅費(日当、宿泊料等) 2) 一般業務費(現地支出分)		人月 人月				
		(4) 国内関連費 1) 成果品作成費 2) 一般業務費(国内支出分)		一式 人月				
		(5)機材購入費		一式				
		(6) 再委託費	5, 000, 000 F	9 一式	5, 0	00, 000 円		
		小 計						
	2	直接人件費						
		内訳	単 価(円)	数量	金	額(円)		
		現地作業及び国内作業		人月				
		小 計						
	3	その他原価						
		算 出 方 法			金	額(円)		
		小 計 (1~3)						
Π	-	-般管理費等						
		算出方法			金	額(円)		
Ш	/	N 計 (I+Ⅱ)						
	消費	貴税及び地方消費税の合計額(法令により定と	められた税率によ	り算出)				
IV	· /	<b>計</b>						
					-1			

# [附属書Ⅳ]

# 業務従事者名簿

氏名	担当業務	所属先	格付	生年月日	最終学歴(注1)	<b>卒業年月</b> (注1)
□原 ×子	交差点設計	新宿プラニング	2号	19**年**月**日	○○ <i>工業大学卒</i> <i>ΔΔΔ大学院修了</i>	19**年3月 200*年9月
ОЩ △男	交通計画Ⅱ	麹町設計	3号	19**年**月**日	○○ <i>工業高校卒</i>	197*年3月

(注1: 業務従事者の最終学歴(卒業年月)が大学院卒以上の場合、大学学歴と大学卒業年月もあわせて記載願います。)

# 別添様式集

# 第1 入札に関する様式

- 1. 各種書類受領書(別添様式1-1)
- 2. 入札書 (別添様式1-2)
- 3. 委任状(別添様式1-3)
- 4. 入札金額内訳書(別添様式1-4)
- 5. 入札金額内訳(別添様式1-5)

# 第2 技術提案書作成要領に関する様式

- 1. 技術提案書頭紙(別添様式2-1)
- 2. 技術提案書表紙(別添様式2-2)
- 3. 様式-1 (類似業務の経験等) (別添様式2-3)
- 4. 様式-2 (作業計画) (別添様式2-4)
- 5. 様式-3 (要員計画) (別添様式2-5)
- 6. 様式-4 (業務従事者毎の分担業務内容)(別添様式2-6)
- 7. 様式-5 (評価対象業務従事予定者経歴書)(別添様式2-7)

(別添様式1-1)

#### 各種書類受領書

貴社名							
ご持参者名			<b>y</b> -	TEL ールアドレス <sup>(郵送時のみ)</sup>			
案件名							
提出書類				必要記入事項			
ロプロポーザル	/ □業務署	実施契約		口業務実施契約	(単独型) (郵送時のみ)		
(技術提案書) 及び	公示日		部数	プロポーザル (技術提案書)	正1部、写 部		
見積書(入札書)	公示番号				) 正1部、写0部		
□最終見積書	(契約書(案)及び	関連データ	表を添	付してください。	)		
□契約書(2部	3)						
	請求書種類	İ		請求書必	<b>為須添付物</b>		
		口保	□保証機関発行の前払保証書(正1部、写1部)				
	□前払請求書			発行の保証書(正			
					項証明書)(正1部、写1部)		
請求書					]書(正1部、写1部)		
HIJ. J. E	□部分払請求書			ナリジナル			
	□概算払請求書	<sup>計</sup> □検	査調書	ナリジナル(精算	前の概算払では検査調書(写)) <sup>注)</sup>		
口検査調書オリジナル							
	│□精算払請求書			<del>I(監督職員押印</del>			
	In the same	L		下の業務実施契約	<del>(単独型) のみ)</del>		
□精算報告書	提出ファイル数	<u> </u>	<del></del>				
口その他	提出書類:						

※太枠内をご記入ください。

上記書類を受領いたしました。 独立行政法人国際協力機構 調達部

_ , , , , , , , , , , , ,			
	JICA 受	<b>受領印</b>	
(	年	月	日)

- 注)中小企業海外展開支援事業一普及・実証事業(平成24 年度第1回及び平成25 年度第1回)における概算払請求の際には保 証機関発行の保証書又は金融機関発行の保証書・登記記載事項証明書・金融機関の印鑑証明書もしくは個人保証・印鑑証明書 も添付してください。検査調書は必要ありません。
- ※契約関連書類のうち、調達部にご提出頂くものは、選定に関するもの(プロポーザル、見積書)、契約に関する もの(契約書、最終見積書)、支払に関するもの(請求書、精算報告書)であり、これらの提出に当たっては受領 書を付けてください。この他、受注者側の都合で受領書が必要なものについては本様式の「その他」欄に提出書 類名を記載し、本様式を使用してください。
- ※それ以外の書類(打合簿、月報、業務に関する各種報告書等)については監督職員にご提出ください。
- ※調達部に書類をご提出頂く場合の受領書の取り扱いは以下の通りです。
- ①持参される場合:本紙にご記入の上、2 部ご持参ください。受領印を押印して1部をお渡します。
- ②郵送の場合:本紙にご記入の上、1部同封ください。受領印を押印したものの写(PDF)をメールで返送します。
- ※受領書は必要性が無くなるまで保管願います。(例:請求書の場合は、請求金額が振り込まれる迄)

(別添様式1-2)

入 札 書

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

住所

商号/名称

(ET)

代表者役職·氏名

(EI)

# インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画<u>準備</u>調査 (一般競争入札(総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金	0	0	0	円	
---	---	---	---	---	--

- \* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税 は加算しないこと。
- \* 金額は千円単位として下さい。
- \* 上記金額は、定額計上分の再委託費 5,000 千円を含むものとします。

(別添様式1-2)

# 入 札 書

(再入札用:代理人を立てる場合)

平成 年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 代理人氏名

(EII)

# インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画<u>準備</u>調査 (一般競争入札(総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ、一括下記のとおり入札いたします。

金	О	0	0	円
---	---	---	---	---

- \* 消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税 は加算しないこと。
- \* 金額は千円単位として下さい。
- \* 上記金額は、定額計上分の再委託費 5,000 千円を含むものとします。

(別添様式1-3)

委 任 状

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 住所 商号/名称 (印) 代表者役職・氏名 (印)

私は、弊社社員します。

⑩ を代理人と定め、下記の事項を委任

#### 委 任 事 項

- 1.「〇〇〇国(案件名)」について、20〇〇年〇〇月〇〇日に行なわれる貴機構の入札会への立会いと再入札に関する一切の権限
- 2. その他上記に関する一切の権限

入札書への添付は不要です。落 札後、落札者のみから提出を求 めるものです。

# 入札金額内訳書

(別添様式1-4)

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

総額

住所 商号/名称 代表者役職・氏名

円

(ED)

件名: インドネシア国防災情報処理伝達システム整備計画<u>準備</u>調査

(一般競争入札(総合評価落札方式))

標記の件について入札公告及び入札説明書に記載されている事項を了承のうえ、下記のとおり見積ります。

#### 円 I 業務原価 円 1 直接経費 (1) 航空賃 円 (2) 現地関連費 円 1) 旅費(日当、宿泊料等) 円 2) 一般業務費 (現地支出分) 円 (3) 現地関連費 円 1) 成果品作成費 円 2) 一般業務費(国内支出分) 円 (4)機材購入費 円 (5) 再委託費 5,000,000円 2 直接人件費 円 3 その他原価 円 Ⅱ 一般管理費等 円 Ⅲ 小 計 円 消費税及び地方消費税の合計金額 円 円 Ⅳ 合 計

(別添様式1-5)

I 業務原価	円	
1. 直接費	円	
(1)旅費(航空賃)	円	

担当業務	航空券 クラス (C/Y)	回数	航空賃単価(円)	金額(円)

(別添様式 1	1 - 5
\	

(2)現地関連費	円
----------	---

1)旅費(日当、宿泊料等) 円

担当業務	42 2 格付		滞在費					<b></b>
担当未伤	(号)	日当(円)	日当(円) 宿泊費		宿泊費 (円)		内国旅費 (円)	金額(円)
		× =		×	=			
						_		
	合 計							

另	IJ	添	様	式	集
---	----	---	---	---	---

(別添様式1-5)

2)一般業務費(現地支出分) 円

費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備考
	合 計				

( 뫼	添様式	1 — 5
\ <i>T</i> III	I BROTH LL.	ı

(3)	国内関連費		円			(別添様式1-5)
1	)成果品作成費	H				
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額 (円)	備考
		合 計				
2	)一般業務費(国内支出	出分)	円			
	費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備考
		合 計				

(別	添様式	1	_	5	)
וית \	バベイ米 土し	- 1		J	,

(4)機材購入費	円
----------	---

費目	内 訳	単価 (円)	数量	金額(円)	備考
	合 計				

# (5) 再委託費 5,000,000円

費目	内訳	単価(円)	数量	金額(円)	備考
	合 計				

(別添様式1-5)

2.	直接人件費	円
2.		円

# (1) 現地作業

担当業務	格付	月額(円)	現地	作業
担当未伤	(号)	月観(口)	作業人月	金額(円)
/]	、計			

# (2) 国内作業

担当業務	格付	月額(円)	国内	作業
担当未伤	(号)	月(日)	作業人月	金額(円)
/]	、計			

(別添様式1-5)

3.	その他原価		円		
	直接人件費(通訳団員R	余く) <b>円 ×</b> [	%	= [	円
I	一般管理費等			円	
	接人件費(通訳団員除く) -	├その他原価	)		Ш

(別添様式2-1)

20〇〇年 月 日

独立行政法人国際協力機構 契約担当役 理事 殿

> 《整理番号》 《コンサルタント等の名称》 《代表者名》 印

# 〇〇〇国《案件名》に係る技術提案書等の提出について

標記業務に係る技術提案書等を下記のとおり提出いたします。

記

技術提案書正 1 部写 部入札書1 通

(別添様式2-2)

# 独立行政法人国際協力機構 〇〇〇国《案件名》 技術提案書

# 年 月 整理番号 コンサルタント等の名称

担当者名: 電話番号: FAX 番号:

e-mail アドレス: 緊急連絡先:

# 別添様式集

# (別添様式2-3①)

様式-1(その1)

業務名	国名	発注者名	元請・共同	契約金額	契約期間	業務従事	事者数	技術サービス の種類注)
未伤石	国名	<b>光</b> 任有名	下請別	(千円)	年 月 日から カ月	現地	国内	の種類注)
						人	人	

原則として過去10年以内のものを海外、国内に分けて年度ごとに20件以内で記載。各社(共同企業体代表者および構成員)ごとに本様式に記入してください。

注)技術サービスの種類は、以下を参考に記述願います(必ずしも以下に限定する必要はありません)。

基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト/その他

様式-1(その2)

# 類似業務の経験

業	務		名					
			h					_
国		[.e	名					_
発	注	者	名	 				_
				下請別)				_
	約		額					_
契	約	期	間					_
業務	内容							

(別添様式2-3③)

#### 様式-1(その3)

#### コンプライアンス体制

	項目	いずれかに〇
1	コンプライアンスに関する社の内部規程がある。	(はい ・ いいえ )
2	コンプライアンスに関する組織体制がある。 例:コンプライアンス専任部署の設置 コンプライアンス委員会の設置	(はい ・ いいえ )
3	コンプライアンス体制の責任者は経営に携わる地位の 者である。	(はい・ いいえ)
4	内部通報システム、内部監査などコンプライアンスに 関するモニタリング・監査を実施できる仕組みがあ る。	(はい・ いいえ)
5	コンプライアンスに関する社員教育を年に1回以上継続的に実施している。	(はい ・ いいえ )
	コンプライアンスに関し、特記すべき取組を行っているい。	場合、下記に記載くださ
6		

- \*上記1~5で「いいえ」がある場合、減点対象となります。
- \*上記6は内容により加点対象となります。
- \*個人の方は上記6にコンプライアンスに関する取り組みを記載してください。

●コンプライアンス体制については、本様式の記載に誤りがないか、契約交渉時に関連資料(内部規程等)を確認させていただくことがあります。その結果、本様式の記載に虚偽があることが判明した場合、プロポーザルを無効とします。

(別添様式2-4)

様式-2

# 作 業 計 画

	期間						年度												年度						
作業項目		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
																			_						

凡例:———事前作業期間 **■ 現**地業務期間 国内作業期間 △——△ 報告書等の説明 ------ その他の作業

(別添様式2-5)

#### 様式-3

#### ≪業務管理グループ制度の有無≫

- ( )業務管理体制を業務管理グループ(業務主任者+副業務主任者)として提案します。
- ( )業務管理体制を業務主任者単独で提案します。

#### 要 員 計 画

	女 貝 前 凹 																										
										年						度								人・月			
	担当業務	氏名	所属先	格付	,	_		_			1.0							_		_			年度		年度	計	+
					4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	現地	国内	現地	国内	現地	国内
	総括/〇〇〇	$\triangle \triangle  \triangle \triangle$	××コンサルタント	2																		4.0		2. 5		8. 5	
	副総括	**	××コンサルタント	3																		6.0		3.0		9.0	
			××コンサルタント	3																		6		2.5		8. 5	
現																											
地类																											
業務																											
																							1				
																							ĺ				
																	3	現地	業務	小計	-						
	総括/〇〇〇〇	$\triangle \triangle  \triangle \triangle$	××コンサルタント	2																		/	0.2	/	0.2	/	0.4
国	副総括		××コンサルタント	3											l	:				ζ-,			0.3		0.4		0.7
内作			××コンサルタント	3						11	1-1			د_۱	T	- 1				, _ ,			0.3		0.2		
作業																								/			
																		国内	作業	小計		/					
		報告	5書等提出時期																								
		(△と報	告書名により表示)																								
	•						•											<u>{</u>	音台	†							
					ш																						

凡例 現地業務 国内作業

注1) 次年度以降長期にわたる計画については続表を次頁に附記すること。

注2) 例示しているのは、業務管理グループ制度を活用した場合の記入例。

- 1. 業務従事予定者(要員)を現地業務と国内作業に分けて記載すること。
- 2. 評価対象外の業務従事予定者は、担当業務、格付のみを記載し、氏名、所属先は記載しないこと。
- 3 3 名業務従事予定者の配置期間は実線または点線で表示する。ただし、現地業務については、原則として配置期間を実線で表示すること。 実線:当該期間全体日数を人月として計上する場合

点線:当該期間中において部分的に業務に従事する期間をのべ人月として計上する場合

- 項 4. 総括(業務主任者)及び副総括(副業務主任者)は、現地業務、国内作業ともそれぞれ同一人物を配置すること。
  - 5. 総括(業務主任者)及び副総括(副業務主任者)は、それぞれバーを記入すること。

様式-4

#### 業務従事予定者ごとの分担業務内容

氏名	担当	業務内容

<sup>(</sup>注)評価対象外の業務従事予定者については、氏名の記載は不要。(氏名欄に未定と記載してください。)

# 様式-5(その1)

		评 価 対	象	業	务 従	事	予	定	者	経り	歴 書	:					
案件名		国															
担当業務						w./II	W. 11.	When India						Ţ	<b></b>		
氏名							学位・										
(ローマ字) 生年月日														真	Į		
(西暦)							術士等 して下						(5	ōcm×	4cm)		
本 籍			都道	府県													
	取得	資格	AI I	1 <del>2                                   </del>	自己		=r.1.	BB 2		書・研	「究論」	文等	倭	建康記	<u> </u>	果	
外国語	資格名		外国	国語名_	読む	書く	詰す	聞く	研究								
									成								
	年	月取得							果					年	月日	受診	;
				校	名			学部・	学	科・専	7攻等						
	高等4											(西)	曆)	年	月卒業	・中辺	₹.
学歴	短大											(西)			月卒業		
	大学		1									(西)			月卒業		
	大学	1元										(西)	替)	华	月卒業	• <b>甲</b> 以	<u>*</u>
	採月	用年月			所属	先		立	ß •	課、暗	战位		J	職務	内容		
	雇用	確認(受	理) į	通知年.	月日	[			]	初	皮保険	者番号	[			]	l
現職(注1)	保険			事業所					]			名略称					
	健康	被保険者			[	_			]		を付日		年	Ξ.	月	日】	
	保険		険者番 業所名	_					]	14	<b>R</b> 険者	名称【				]	
	期間(年	<u></u> 月~年月)	未加工	1411	所属	先		台	ß•	課、暗	<b>技</b> 位.		J	職務日	<b>为容</b>		
職歴	7,711.9	7 7 7 7			72171.4					72.15 1.2	.,			1.74.77	7 1		
¶联/ <u>□</u> 产																	
					I												
	14	牛名		対 象 国	技術するの		発泡	主者	担	当業	竻	<b>走事期間</b>			也作業参		
業務等				Щ							(年	月からカ	月)	(年	月から	カ月)	
従事経験																	
(注2)																	
	渡航先 期	間(年月か	点何才	h H )		日仏	」(留:	学生等	<u>(</u> ‡				内		容		
その他の	12701. 元   舟川	同 (十月 //-	・り刊ス	<b>У</b> Л)		日刊	(田·	ナルマ	f /				٢١		谷		
海外渡航歴																	
	研修先	期間	(年月	月から	ー 何カ月	)					<del>.</del> 研	修内容					
研修実績 (注2)												-					
(11.4)	ĺ																

注1) 現職の欄では、雇用保険あるいは健康保険のいずれかについて明記する。 注2) 総括・副総括については、マネジメント経験(研修実績含む)についても記載する。

# (別添様式2-7②)

#### 様式-5 (その2)

1,3,24	件 名	対象国	技術 サービス の種類	発注者	担当業務	従事期間 (年月から カ月)	現地業務 参加期間 (年月から カ月)
業務等 従事							
履歴							

注1) 国際機関からの受注案件については、その件名に◎印をつけること。

注2) 技術サービスの種類としては、以下を参考に記述願います(必ずしも以下に限定する必要はありません)。 基礎調査/マスタープラン調査/フィージビリティ調査/基本設計/詳細設計/施工監理/技術協力プロジェクト /その他

<b>様式-5 (その3)</b> 特記すべる	き類似業務の経験(類似職務	経験を含む。)	
業務従事予定者(担当業務)		(	)
プロジェクト名 国名 発注者名 契約期間 業務従事期間			
	業務内容		
(1)プロジェクトの背景と全体			
(2)担当事項			
(3) 本件業務との類似性・関連性	生		

(注)業務従事予定者1名につき3件までとしてください。評価対象分野を複数兼務する場合は、評価対象分野ごとに3件までとしてください。